# 「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」(令和3年8月及び9月分) に関するよくあるお問い合わせ

R3.9.21 時点

#### Q1 給付金給付の要件は?

以下のとおりとなっています。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満(※)の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること
- ②営業時間短縮の要請(令和3年8月21日~令和3年9月26日(最長37日間))に伴い、 営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があること、又は営業時間短縮要請等に 伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと
- ③令和3年8月又は9月の事業収入(売上)が、前年又は前々年同月比で30%以上減少していること
- ④営業時間短縮要請(令和3年8月及び9月)の対象事業者にあっては、対象施設の全てで要請事項に協力し、申請した月にかかる該当施設の営業時間短縮要請協力金を受給していること
- ⑤暴力団員等に該当しないこと
  - (※) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること

## Q2 時短の協力金をもらった事業者も対象になるのか? (二重にもらえるのか?)

営業時間短縮の要請に応じて協力金を受給している事業者についても要件を満たせば、給付金を支給します。ただし、<u>算定した給付金の額から、すでに受給している営業時間短縮要請</u>協力金の額を差し引くこととしています。

例えば、9月の場合、営業時間短縮要請が3日間(9/1~9/3)だけの地域もあり、事業内容等によっては、給付金の算定額が協力金(3日分)の額を大きく上回ることも考えられます。 そのような場合は、給付金の算定額と協力金との差額分を給付することとなります。

#### Q3 給付対象はどういった業種になるか?

様々なケースが想定されることから業種は特定していませんが、例えば以下の事業者を想 定しています。

【営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があるケース】

- ・食材やお酒、おしぼりなどを飲食店に納入している事業者
- ・農林水産分野の事業者 など

【外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたケース】

- ・タクシー、運転代行業
- ・旅館、ホテル
- ・観光施設を運営している事業者
- 十産物屋
- 病院、歯科
- ・各種教室 など

#### Q4 給付金はいつ頃給付されるのか?

申請書類に不備等がない場合、通常、受付から2週間程度で給付します。9月下旬頃から給付を開始する予定で準備しています。

なお、書類が不備の場合や申請が集中した場合などは、給付までにより多くの時間がかかる 場合がありますので、ご了承ください。

※「営業時間短縮要請協力金」を申請している事業者については、対象期間の協力金の支給後 (受給額の確定後)になります。

### Q5 申請書類はどこで入手できるのか?

県経営支援課 HP からダウンロード及び下記の場所で入手できます。

- ①県庁本庁舎1階ロビー 終日 (土日、祝日含む)
- ②県合同庁舎及び県税事務所 8:30~17:15 (平日のみ)
- ③市町村役場 8:30~17:15 (平日のみ)

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせはコールセンター (088-823-9875) までご連絡ください。

## Q6 ホームページを見られない人には申請書類を郵送してくれるのか?

申し訳ありませんが、郵送は対応しておりません。

Q5に記載の方法で入手をお願いします。

### Q7 申請に必要な書類は何か?

必要な書類は、以下のとおりです。

- ① (様式1-1、1-2) 申請書
- ② (様式2) 該当要件申告書
- ③ (様式3-1、3-2) 売上減少等の証明申請書(認定経営革新等支援機関等の証明が必要です)
- ④(様式4)誓約書
- ⑤振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)
- ⑥住所が確認できる本人(法人の場合は法人代表者)確認書類(写し)
- ⑦法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる 書類(写し)(許可等が必要な業種の事業者に限る)
- ※国の一時支援金又は月次支援金の「給付通知書」の写しを提出することで、⑥、⑦の提出 (酒類販売事業者及び酒類製造事業者の場合は⑥の提出)に代えることができます。
- ※⑤~⑦は有効なものに限ります。

#### Q8 前にもこの給付金を申請したが、今回も全ての書類を提出しないといけないか?

申請書の様式1から4については、全て提出する必要がありますが、添付書類(本人確認書類、営業許可等の書類、通帳等の写し)については、有効期限切れや、前回の申請内容との変更がなければ省略可能です。

### Q9 どのような方法で申請できるのか?

郵送又は県ホームページの申請フォームからの電子申請となります。

郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による受付は行っておりません。

### Q10 給付額の上限額はどうやって計算するのか?

給付金を申請する対象期間(令和3年8月又は9月)の、前年又は前々年(令和2年又は元年)同月の1か月の売上をもとに計算します。

具体的には、以下のとおりです。

A:令和2年(又は元年)8月(又は9月)の1か月の売上高

B:同月の営業日数

(A÷B) ×3=上限額(1円未満の端数切り捨て)

- ※算定した金額が75万円を超える場合は75万円を上限額とし、25万円未満の場合は25万円を上限額とします。
- ※上の式は、 $(A \div B) \times 0$ .  $3 \times 10$ を簡略化したものです。

#### Q11 本給付金における営業日数の定義は?

本給付金においては、高知県営業時間短縮要請協力金の支給単価の算定方法を参考にして、 営業日数1日当たりの売上高から給付額の上限を算定することとしています。

営業日数については、定款等で規定されている場合は、それに基づいた営業日数とします。 規定されていない場合の基本的な考え方は、営業日については事業者が事業活動に携わった日とし、対象月の営業日数は1か月分を合算して算出します。

#### Q12 (様式3-1、3-2)売上減少等の証明申請書の書き方がわからない。

令和3年8月又は9月の事業収入が前年同月比で30%減少していることなどを、認定経営 革新等支援機関等に証明していただく様式です。

申請者は様式の枠囲み部分を記入し、根拠資料を添付して認定経営革新等支援機関等に証明を求めてください。

なお、認定経営革新等支援機関等に提出した根拠資料は、県への申請時に提出する必要はありません。

### Q13 「認定経営革新等支援機関」とはどういった機関を指すのか?

中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、商工会、商工会議所、金融機関(四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、商工組合中央金庫)、税理士事務所、中小企業診断士事務所などになります。

なお、個々の機関が認定を受けているかどうかは、中小企業庁ホームページ、金融庁ホームページでご確認いただけます。

# Q14 「認定経営革新等支援機関」以外では、どのような機関等で売上減少等の証明を受けられるか?

次に掲げる機関等で売上減少等の証明を受けられます。

- 高知信用金庫
- 土佐信用組合
- 宿毛商銀信用組合
- •信用組合広島商銀
- ・四国内の税理士、税理士法人(※1)
- ・高知県内の公認会計士(※1)
- ・高知県内の中小企業診断士(※1)
- ・高知県内の行政書士、行政書士法人(※1)
- ・高知県内の農業協同組合(※2)
- ・高知県内の漁業協同組合(※2)
- (※1) 認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。
- (※2) 県内の農業協同組合及び漁業協同組合に全て出荷している農業者及び漁業者の 方については、県内の農業協同組合及び漁業協同組合で売上減少等の証明を受 けることができます。それ以外の農業者及び漁業者の方については、最寄りの県 農業振興センターや県漁業指導所にご相談ください。

# Q15 令和3年8月又は9月の事業収入と比較するのは、令和2年(前年)と令和元年(前々年)のどちらでもよいか?

前年と前々年のどちらでもかまいません。

# Q16 売上減少の考え方について、県内外に店舗を有している事業者の場合、県外店舗の 売上高を含めるのか?

今回の給付金は、県内で事業活動を行っている事業者の皆さまへの支援策であることから、 県外店舗の売上高は含めません。

# Q17 売上減少の考え方について、県内外に取引先を持つ事業者の場合、県内の取引先との 売上高のみで判断するのか?

早急な給付を行うためには、県内外の売上高の仕分けを求めることは現実的ではないことから、全体の売上高で判断させていただきます。そのうえで、本県における営業時間の短縮要請によって少なからず影響があり、事業収入が30%以上減少したのであれば、給付の対象となります。

Q18 昼営業の飲食店を営んでおり、営業時間短縮要請協力金は対象とならなかった。この 給付金も対象とならないのか?

営業時間短縮要請や外出自粛の影響を受け、令和3年8月又は9月の事業収入が前年(又は前々年)同月比で30%以上減少している場合は、対象となります。

- Q19 県内で複数の飲食店を経営しており、営業時間短縮要請の対象地域(高知市、南国市、 香南市)にある店舗については、高知県営業時間短縮要請協力金を受給した。
  - 一方で、対象地域以外の店舗も、外出・移動の自粛の影響を受けており、全体の売上が30%以上減っているが、給付金の対象となるのか?

今回の給付金は、「営業時間短縮要請の対象事業者」も支給対象としていますので、全体で 売上が30%以上減少しているのであれば対象となります。(Q1、Q2参照)

ただし、受給した協力金額は給付金の算定額から差し引くこととしていますので、実際の受給額は給付金の算定額から協力金を差し引いた額になります。

- Q20 同一法人で複数の事業を営んでおり、その一部で、夜営業の飲食店を時短要請の対象 地域で経営していることから、高知県営業時間短縮要請協力金を受給している。
  - 一方、別事業として観光施設を運営しており、外出・移動の自粛の影響を受けて会社 全体で売上が30%以上減少した。この場合、給付金の対象となるのか?

今回の給付金は、「営業時間短縮要請の対象事業者」も支給対象としていますので、会社全体で売上が30%以上減少しているのであれば対象となります。(Q1、Q2参照)

ただし、受給した協力金額は給付金の算定額から差し引くこととしていますので、実際の受給額は給付金の算定額から協力金を差し引いた額になります。

Q21 高知市(又は南国市、香南市)で20時以降も営業している居酒屋を経営しているが、 営業時間短縮の要請期間中は通常どおり営業したため、高知県営業時間短縮要請協力金 を受給していない。この場合、給付金の対象となるのか?

営業時間短縮要請(8/21~9/26)の対象となっている飲食店等を経営している場合は、<u>対象の飲食店等全てで要請事項に協力し、営業時間短縮要請協力金を受給していることが、給付の要件となっています。</u>要請に応じず協力金を受給していない場合は、この給付金の対象となりません。

Q22 高知県営業時間短縮要請協力金は店舗(事業所)ごとに給付していたが、この給付金 も店舗(事業所)ごとの給付となるのか?

店舗(事業所)ごとではなく、事業者単位の給付となります。

# Q23 業績悪化を受け、経営している会社が倒産した。なお、令和3年8月の売上高は対前 年同月比で30%以上減少している。この場合、申請は可能か?

誓約書において、「今後も事業を継続する」ことを誓約したうえで申請していただく必要が あることから、申請できません。

※既に倒産している又は破産手続き中である場合など、今後事業を継続する意思がない(継続できない)事業者は対象外となります。

# Q24 認定経営革新等支援機関等に(様式3-1、3-2)売上減少等の証明書の証明を依頼する場合、どのような書類を提出したらよいか?

令和3年8月又は9月と令和2年又は元年の同月の売上高を確認できる確定申告書等を提出してください。

設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など、該当の確定申告書等がない場合は、他に確認できる資料を提出してください。

なお、詳細は別紙1「事業形態別 令和3年8月及び9月分売上高の確認方法について」を ご確認ください。

# Q25 令和2年10月以降に創業した事業者は対象とならないのか?(令和2年8月又は9月の売上が存在せず、売上の比較ができない。)

創業特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙2「創業特例について」をご確認ください。

Q26 令和3年9月に入り、親族に事業を承継した。なお、令和3年8月の売上は営業時間の短縮要請や外出・移動の自粛の影響を受けて対前年比で30%以上減少している。この場合、申請は可能か。

事業承継に関する特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙3「個人事業者の事業承継の取扱いについて」をご確認ください。

## Q27 本給付金における事業収入(売上)の定義は?

確定申告書類において事業収入として計上するものを指します。ただし、国の持続化給付金などの支援金は本来の事業活動に基づく事業収入(売上)ではないことから、事業収入に計上していたとしても、事業収入(売上)から支援金は除くものとします。

また、原則として不動産収入や給与収入、雑所得等は除くものとします。

#### Q28 任意団体も給付対象となるか?

収益事業により事業収入を得ており、税務申告を行っている場合は対象となり得ます。税務 申告を行っていない場合は給付対象とはなりません。

#### Q29 任意団体の取扱いは、法人と個人事業者のどちらになるか?

法人番号の指定を受けている場合、法人とみなします。法人番号の指定を受けていない場合、 団体の代表者を個人事業者とみなします。

#### Q30 この給付金をもらったら国の「月次支援金」はもらえないのか?

この給付金(営業時間短縮要請対応臨時給付金)の受給の有無は、国の「月次支援金」の申請要件には影響しません。(受給できる可能性があります。)

なお、営業時間短縮要請の対象施設を経営する事業者にあっては、「営業時間短縮要請協力 金」の申請・受給の有無にかかわらず、営業時間の短縮要請が行われた期間が含まれる8月及 び9月分の月次支援金は給付対象外となります。(受給できません。)

詳細は国のホームページ(「月次支援金」で検索)をご覧いただくとともに、月次支援金の相談窓口(電話番号0120-211-240)にお問い合わせください。